

# 議案第33号

## 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
29 鳥取県 新型コロナウイルス感染症 対応企業支援基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
29 鳥取県 新型コロナウイルス感染症 対応企業支援基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

			金に積立 て					金に積立 て
30 鳥取県 臨時財政 対策債償 還基金	地方財政 法（昭和23 年法律第 109号）第 33条の5の 2第1項に 規定する地 方債（以下 「臨時財政 対策債」と いう。）の 償還に必要 な財源を確 保し、県財 政の健全な 運営に資す ること。	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	臨時財政 対策債の償 還の財源に 充てるとき。				
31 鳥取県 ねんりん ピック基 金	令和6年 度に鳥取県 において全 国健康福祉 祭を開催す	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財				

るために必要な経費に充てること。

基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  
 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立てる源に充てるとき。

--	--	--	--	--

別表第2 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県市町村資金貸付基	次の経費を対象として、市町村	一般会計歳入歳出予算に計上して	一般会計歳入歳出予算に計上して	財政運営上特に必要があると認

別表第2 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県市町村資金貸付基	次の経費を対象として、市町村	一般会計歳入歳出予算に計上して	一般会計歳入歳出予算に計上して	財政運営上特に必要があると認

金	に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。 (1) 地方 財政法第 27条第1 項の規定 に基づき 市町村が 負担する 経費のうち道路事業に係る経費  (2) 略	当該基金に積立て	整理	めるとき。
略				

金	に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資すること。 (1) 地方 財 政 法 (昭和23 年法律第 109号 ) 第27条第 1項の規 定に基づ き市町村 が負担す る経費の うち道路 事業に係 る経費  (2) 略	当該基金に積立て	整理	めるとき。
略				

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
27 鳥取県 森林整備 促進基金	市町村が 実施する森 林の整備へ の支援並び に森林の整 備を担うべ き人材の育 成及び確保 その他の森 林の整備の 促進に要す る費用に	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1)	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	27 鳥取県 森林整備 促進基金	市町村が 実施する森 林の整備へ の支援並び に森林の整 備を担うべ き人材の育 成及び確保 その他の森 林の整備の 促進に要す る費用に	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1)	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

充てること。

のほか、  
一般会計  
歳入歳出  
予算に計  
上して基  
金に積立  
て

充てること。

のほか、  
一般会計  
歳入歳出  
予算に計  
上して基  
金に積立  
て

28	鳥取県 ホストタ ウン等新 型コロナ ウイルス 感染症対 策基金	東京オリ ンピック競 技大会及び 東京パラリ ンピック競 技大会の 開催に関 し、ホスト タウン及び 事前キャン プ地におい て選手等を 受け入れる に際しての 新型コロナ ウイルス感 染症（新型 インフルエ	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。
----	--	---	-------------------------	---	--

ンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の対策に要する経費に充てること。

金に積立て



<p>28 鳥取県 新型コロナウイルス感染症 対応企業支援基金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>）</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>	<p>29 鳥取県 新型コロナウイルス感染症 対応企業支援基金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>
---	---	------------------------	--	---	---	--	------------------------	--	---

	の影響を受けた県内の中小企業等に対し円滑な資金供給を行い、その事業継続及び経営の安定化を図ること。			
<u>29</u>	略			
<u>30</u>	略			

<u>30</u>	略			
<u>31</u>	略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。